

令和4年度吹田市立幼稚園・認定こども園
会計年度任用職員の名簿登録者募集要項

会計年度任用職員の登録者を次のとおり募集します。繁忙期や欠員補充など必要に応じて、名簿登録者の中から選考により任用します。

任用の場合は所属の担当者から本人へ連絡します。

登録者の中から必要に応じて選考の上、任用しますので、登録された方が必ず任用されるわけではありません。なお、この登録は令和4年度末まで有効です。

今回の申込により、幼稚園・認定こども園の他に本市の保育所等の同種の業務についても登録されます。

1 募集職種

- (1) 担任講師
- (2) 担任外講師
- (3) 保育補助
- (4) 講師（パート）
- (5) 預かり保育指導員

2 主な勤務内容

- (1) 担任業務
- (2) 子育て支援事業の業務等
- (3) 要配慮児の支援業務
- (4) 2号認定児の保育業務
- (5) 一時預かり事業の保育業務

3 必要な資格

- (1) 担任講師・(2) 担任外講師・(4) 講師（パート）

幼稚園教諭の免許及び保育士資格

- (3) 保育補助・(5) 預かり保育指導員

特になし（幼稚園教諭の免許又は保育士資格を有する者優先）

以下の欠格条項のいずれかに該当する人は申込できません。

欠格条項（地方公務員法第16条）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 勤務条件

任用期間	任用期間は様々ですが、令和5年3月31日まで（最長） ※次年度以降も任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は再度の任用を行うことがあります。
勤務日	フルタイム勤務：月曜日～金曜日（週5日） パートタイム勤務：月曜日～金曜日（週1日～週5日） その他、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合、勤務日以外の日 に勤務を命ずることがあります。
勤務時間	フルタイム勤務（週38時間45分） (1) 担任講師：8時30分から17時まで（休憩時間45分） (2) 担任外講師：9時30分から18時まで（休憩時間45分） (3) 保育補助：9時から17時30分まで（休憩時間45分） パートタイム勤務 (3) 保育補助：9時から14時まで (4) 講師（パート）：14時から18時まで (5) 預かり保育指導員 幼稚園：13時45分から17時まで （長期休業中は8時45分から17時まで） 認定こども園：13時45分から18時まで （長期休業中は8時45分から17時15分まで） ・体制等により勤務の開始時間及び終了時間が異なる場合があります。 詳細は面接時等に御確認ください。 ・その他、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間 以外の時間に勤務を命ずることがあります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム勤務について、短縮保育期間については、勤務時間の変更になる場合があります。
勤務場所	吹田市内の公立幼稚園・認定こども園（職員配置決定後、配属先を通知します）
給与	<p>(1) 担任講師：月額 234,528 円</p> <p>(2) 担任外講師：月額 192,304 円</p> <p>(3) 保育補助</p> <p>フルタイム：月額 176,512 円</p> <p>パートタイム：時給 1,139 円</p> <p>(4) 講師（パート）：時給 1,240 円</p> <p>(5) 預かり保育指導員</p> <p>有資格者：時給 1,240 円</p> <p>無資格者：時給 1,056 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれも地域手当等を含む ・再度の任用時には、当該職としての経験に応じて、一定の範囲で金額が加算される場合があります。
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当（上限 55,000 円）、期末手当等が支給されます。（フルタイム勤務の場合は、その他一定の条件のもと退職手当の支給があります。）
休暇	勤務日数及び任用期間に応じて年次休暇等を付与（最大 10 日）
社会保険	健康保険・厚生年金・雇用保険等 （フルタイム勤務が継続して 1 年を超えた場合は、公立学校共済組合に加入します。）
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
その他	<p>(1) 任用時はすべて条件付とし、原則として任用後 1 か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。</p> <p>(2) フルタイム勤務者は吹田市勤労者福祉共済制度に加入。パートタイム勤務者は特定退職金共済制度及び吹田市勤労者福祉共済制度に加入。</p>

※ 1 任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※ 2 任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しません。

※ 3 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は任用されません。

※ 4 任用の場合は所属の担当者から本人へ連絡しますので、詳細な勤務条件についてはその際にお問い合わせください。

5 登録手続

(1) インターネット申込みの場合（できるだけインターネットで申込してください。）

ア 登録申込フォーム

吹田市ホームページの「令和4年度吹田市立幼稚園・認定こども園会計年度任用職員の登録を募集します」ページ内に登録申込フォームのリンクを設けます。登録申込フォームには、希望職種、資格等以外にも志望理由等の文章入力が必要です。登録申込フォームで入力項目を事前に確認し、入力内容を準備した上で、手続きをしてください。（システム上、入力には一定の時間制限があります。）

また、写真（申込前3か月以内に撮影した上半身脱帽、正面向で、本人と確認できるもの）及び資格証・免許状の写しのアップロードが必要です。アップロードできるファイルの形式は、「.jpeg」、「.jpg」、「.png」、「.pdf」等です。

イ 注意事項等

(ア)登録申込フォームから手続きを行った後に、「申込完了通知メール」が吹田市から自動送信されます。「申込完了通知メール」が届かない場合は、申込手続に不備がある可能性が高いので吹田市児童部保育幼稚園室総務担当へ連絡してください。（電話:06-6384-1541）

(イ)登録に使用するメールアドレスはパソコンかスマートフォンのメールアドレスを使用してください。フリーメールでも可能です。フィーチャーフォンのメールアドレスで申込みをされた場合、メールが届かない場合があります。これにより、受験できなかった時の責任は負いませんのでご注意ください。

(ウ)登録申込で使用するパソコン等の通信回線に係るトラブルについては、一切責任を負いません。

(エ)登録申込内容に不備がある場合には、申込者へ内容照会することがあります。このために生じた登録申込みの遅延等については、責任を負いませんので、注意して手続きしてください。

(オ)登録申込の際に利用者登録は必要ありません。

(2) インターネット申込みができない場合

ア 登録申込先

吹田市児童部保育幼稚園室 〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

イ 登録申込時の提出書類及び申込手順

(ア) 提出書類

a 履歴書

書式自由。必要事項（氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、eメールアドレス、希望職種、希望する勤務条件（勤務期間、勤務可能時間、勤務可能日、希望

勤務園等)、免許・資格、学歴、職歴、志望動機等)を記入してください。

b 写真(縦4.0cm×横3.0cm程度)

申込前3か月以内に撮影した上半身脱帽、正面向で、本人と確認できるもの1枚。写真の裏面に氏名を記載してください。

c 資格証・免許状等の写し(該当する方のみ)

(イ) 申込手順

a 履歴書に必要事項を記入の上、写真を貼付してください。(不備のないよう十分注意してください。)

b 登録申込書を郵便で送付してください。封筒の表には「登録票在中」と朱書きして郵送してください。